

# お知らせ なんたん



第71号(3の3)平成20年12月25日発行

## 美山支所からののお知らせ

### 農業振興地域整備計画の総合見直しを実施します

農業振興地域整備計画は、現在のところ旧町の計画をそのまま引き継いで運用していますが、旧町で計画を策定してから相当な期間が経過していることから、計画全体の見直しを行い、「南丹市農業振興地域整備計画」を策定する予定にしています。

つきましては、計画の見直しに係る事前調査を実施しますので、農業振興地域農用地区域（農振農用地地番）の変更希望（除外、編入、用途区分変更）がありましたら、下記の点にご留意の上、土地が所在する該当地の農事組合長さんにお申し出ください。

#### ●注意事項

- 農事組合長さんには、区内の変更希望を取りまとめ、平成21年1月末までに市へ報告いただくよう依頼していますのでそれまでに申し出願います。
- 農振農用地地番の一覧は、農政課と美山支所産業建設課に備えているほか、各区の農事組合長さんに配布しています。
- ほ場整備田（実施中、実施予定も含む）や中山間地域等直接支払制度対象農地、農地・水・環境保全向上対策事業対象農地は、農振農用地から原則除外できません。
- 変更希望されても、農業振興地域の整備に関する法律に規定する除外、編入基準により検討するため、必ずしも農用地利用計画が変更されるとは限りませんので、ご了承ください。

◇問合せ先 農政課 TEL 68-0060  
美山支所 産業建設課 TEL 68-0043

### 年末年始の水道の故障などについて

凍結などにより、宅内の給水装置が破損または故障しやすい時期となりましたので、あらかじめ凍結防止の対策をお願いします。また、故障などが生じた場合は、給水装置または量水器の止水栓により止水し、下記の給水装置工事事業者一覧表から、最寄りの業者に連絡の上、修理してください。お住まいの地域以外の南丹市内業者については、下記問合せ先までお問い合わせください。

万一、年末年始の営業休止などにより、業者への連絡方法が不明の場合は、南丹市上水道課または各支所までお問い合わせください。

なお、道路下の水道管の破損による出水、留守にされている近隣のご家庭での水道破損などにつきましても、同様に連絡を頂きますようお願いいたします。

#### ●南丹市指定給水装置工事事業者一覧表（南丹市美山町内業者分）

事業所名	所在地	電話番号	事業所名	所在地	電話番号
綾部電機商会	静原	75-0075	(株)ミヤジマデンカ	静原	75-0089
マルミ商店	中	77-0008	(有)竹島電機	静原	75-0034
長野石油店	北	77-0202	野口建設	田歌	77-0206
時岡電器	三埜	75-0516	(株)平山組	静原	75-0156
(株)近畿光工業美山町営業所	静原	75-1984	市川工務店	鶴ヶ岡	76-0656
(株)宮本組	鶴ヶ岡	76-0031	(株)寿工業	中	77-0028
三宝商会	静原	75-0023	山内設備	下吉田	75-0224
アズマ・システム・サービス	大野	75-0510	(株)松村組	中	77-0209
武田商店	静原	75-0066	平元電工	上平屋	75-0841
長野電機商会	上平屋	75-0130	(株)吹上工業南丹支店	島	75-0970

※この一覧表は、平成20年11月30日現在、南丹市に登録されている内容で作成しています。

◇問合せ先 上水道課（八木支所内） TEL 68-0053  
美山支所 TEL 68-0040

### 年末年始 市営バス運休のお知らせ

前号のお知らせなんたん（第70号）の全市版でお知らせしましたとおり、市営バスについては年末年始（下記の期間）運休となります。皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

- 運休期間：12月27日（土）～1月4日（日）

◇問合せ先 美山支所 TEL 68-0040

### 1月の保健事業日程

#### □乳幼児子育て相談

月 日	1月15日（木）
受付時間	10:30～11:15
場 所	美山保健センター
内 容 等	身体計測、育児相談、栄養相談、ふれあい遊び

#### □精神グループワーク

月 日	1月29日（木）
時 間	13:30～15:30
場 所	美山保健センター
内 容 等	ポーセレン（洋食器の絵付け）※材料代実費です。

◇問合せ先 健康課 TEL 68-0016

### 南丹市住居雪害防止事業について

南丹市では、積雪による住宅被害を防ぐため、平成19年度に「南丹市住居雪害防止事業」を創設しました。この制度では、高齢者世帯が住居の屋根の雪おろしや住居周辺の除雪作業を業者さんに作業委託した経費に対して、補助金を交付します。

制度の概要は下記のとおりで、申請書は各区長さんにもお渡ししています。制度をご利用される方は、平成21年3月11日（水）までに、各区長さんを通じて美山支所地域総務課か各振興会へ申請してください。

#### ●対象となる経費

「住居の屋根の雪おろし」または「住居周辺の除雪作業」を業者さんに委託した経費。

※「業者」とは、営業している事業者のことで、区や身寄りの方などに作業委託した場合は対象外となります。

※「住居」とは、対象者が居住のために使用している人家（母屋・離れ）のことで、専ら車庫や納屋として使用している建物や居住地以外の持ち家・店舗などは除きます。

※「住居周辺」とは、住居（母屋・離れ）から概ね2m以内をいいます。

#### ●対象者（申請者）

市内に住所がある方のみで構成される市民税非課税の高齢者世帯。

※「高齢者世帯」とは、当該年度の4月1日現在で、65歳以上の方のみで構成される世帯、またはこれに18歳未満の方が加わった世帯をいいます。

※「65歳以上の方」とは、昭和18年4月1日以前生まれの方で、「18歳未満の方」とは平成2年4月2日以降生まれの方です。

#### ●補助金額

作業委託経費の1/2以内（千円未満切捨・年度当り上限5万円）

※例. 委託経費2万円の場合⇒補助金1万円

委託経費12万円の場合⇒補助金5万円

#### ●申請に必要な書類

①申請書 ②業者さんからの請求書・領収書（写しで可） ③作業委託費の明細書（対象となる経費が明確に区分されているもの） ④作業前・中・後の写真

◇問合せ先 美山支所地域総務課 総務係 TEL 68-0040